

【令和6年度版】

応援します！ ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みを！

遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金のお知らせ

遊佐町では、ゼロカーボンシティ宣言及び遊佐町エネルギー基本計画に基づき、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入を促進し地球温暖化防止に寄与するとともに、地域経済の活性化やエネルギーに関する意識啓発等を図るため、再生可能エネルギー設備の設置に対して助成を行います。

山形県の再生可能エネルギー設備導入事業費補助金又は町の住宅支援制度とあわせて受けることができます。

■対象者

次のすべてに該当する方

- ①町内に住所を有し（実績報告書の提出時までには本町に転入する予定である個人を含む）、かつ、町内の住宅、事業所又は農業用施設等に設備を設置する方。
- ②町税等（国民健康保険税、水道料金を含む）の滞納がない方。
- ③工事着工前に申請し、事業認定日以降に工事着工する方。
- ④補助金交付要綱に基づき、令和7年3月末日までに実績報告が可能な方。

■対象設備

- ①補助金の交付の対象となる設備要件は次の表によるものとします。
- ②県内施工業者が施工する工事によって新たに設置又は増設するものとし、未使用品であること。（中古品は対象外）
- ③この補助金は設備本体が対象であり、設置及び取付け工事費は対象としません。
- ④リース品は対象外とします。

■諸注意

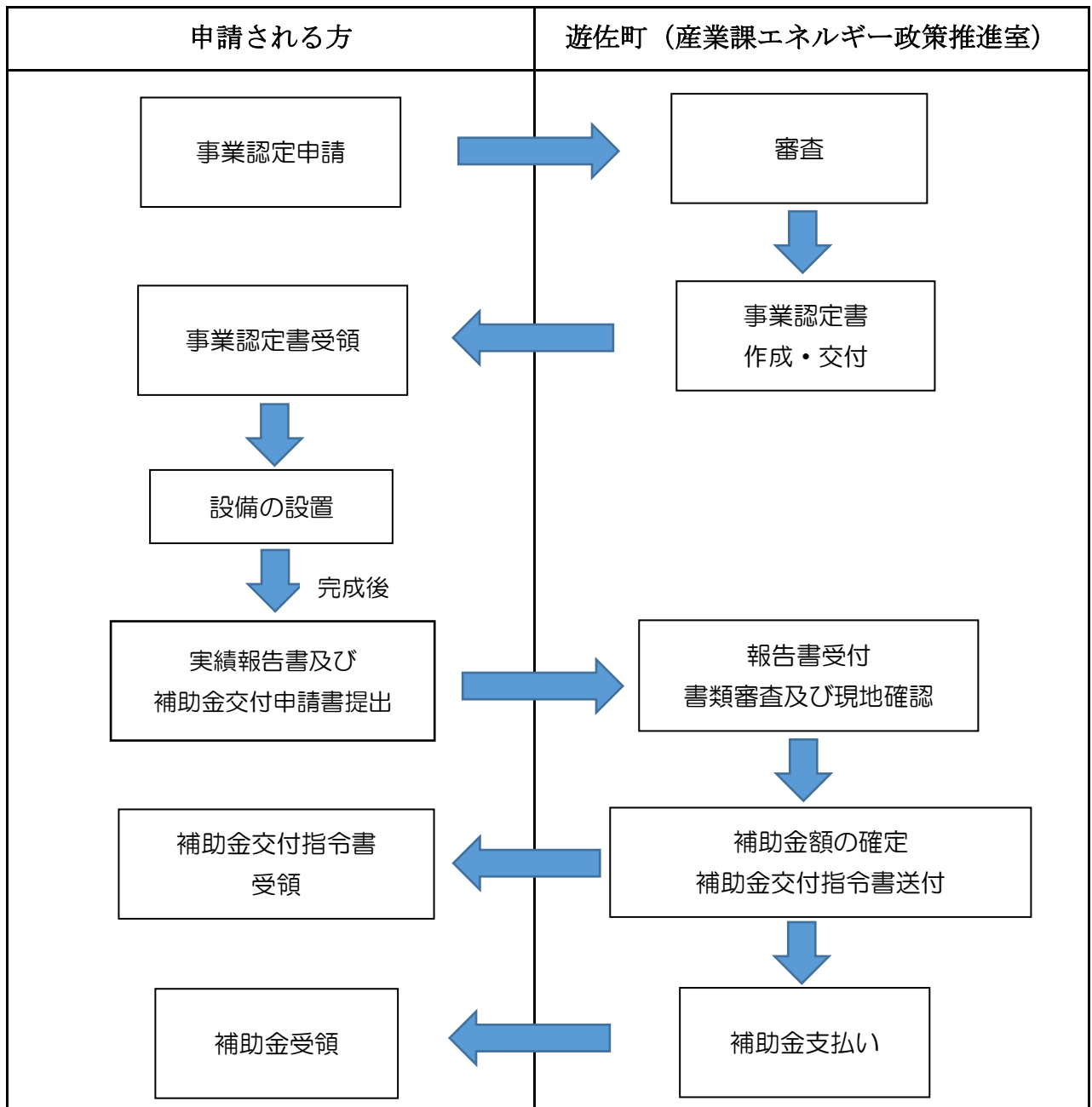
- ①申請時に、申請書を提出する人（代理人でも可）の本人確認をしますので、郵送での受付はしておりません。
- ②施工業者と設備受注事業者が異なる場合
（県外事業者が受注し県内事業者が施工する場合）
⇒申請時に、施工業者と受注事業者の関係性が分かる資料（任意様式）を添付ください。
例）代理店証明書、契約書の写し、発注書の写し など

■補助の対象となる設備の種類及び補助金の額

再生可能エネルギー設備の種類	設備の要件	設備の用途	交付の対象者	補助金額又は補助率(上限)
太陽光発電設備 ＋ 蓄電池設備	①太陽光発電による電気が、当該太陽光発電設備が設置される住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの ②太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力が10kW未満であること ③蓄電池設備は、蓄電容量が1kWh以上であり、太陽光発電システムから発電される電力を充放電し、当該住宅に電力を供給できるもの	住宅用 事業所用	個人 法人	1kWあたり30,000円 (上限5kW) ※蓄電池設備を新規同時導入の際は50,000円を上乗せ
蓄電池設備	太陽光発電設備が既に設置されているもの 設備要件は上記③に準ずる	住宅用 事業所用	個人 法人	50,000円(定額)
木質バイオマス燃焼機器 (ペレット・チップ・薪及び各ボイラ)	—	住宅用 事業所用 農業用施設 用等	個人 法人	3分の1 (上限50,000円)
太陽熱利用装置	集熱面積2㎡以上	住宅用	個人	10分の1 (上限25,000円)
地中熱利用空調装置	COP(※)3.0以上	住宅用	個人	10分の1 (上限100,000円)

※COP：冷暖房器具等のエネルギー消費効率をチェックするための係数。数値が大きいほど省エネ性能が優れているもの。

■補助金の申込から交付までの手続きの流れ



■申請の受付について

①随時受付します。

（ただし、予算額に達した時点で、受付を終了させていただきます。）

②工事着工（設備設置）前に、事業認定申請書を提出してください。

③受付及び問合せ窓口：遊佐町産業課エネルギー政策推進室

電話：0234-25-5818 E-mail：energy@town.yuza.lg.jp

※様式等は、受付窓口または町のホームページにもあります。

<注意>過年度の様式は使用しないでください。